

○山形大学附属博物館規程

改正 平成22年4月1日

平成27年6月29日

平成29年2月13日

令和2年3月9日

令和4年1月27日

令和4年9月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第29条第4項の規定に基づき、山形大学附属博物館(以下「博物館」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 博物館は、学術研究資料を収集及び管理し、山形大学(以下「本学」という。)の学術の諸分野と連係して、その研究及び教育に資するとともに、一般に展示公開して、広く文化の向上に寄与することを目的とする。

2 博物館は、博物館の目的を達成するために必要な業務を行う。

(館長)

第3条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、博物館の業務を掌理する。

3 館長は、学術研究院に所属する専任教員の中から、山形大学学術基盤機構長が任命する。

4 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、館長が任期途中で退任した場合における後任の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(学芸研究員)

第4条 博物館に、学芸研究員を置く。

2 学芸研究員は、資料の収集、整理、展示、調査研究その他関連する専門的事項を担当する。

3 学芸研究員は、本学の教員の中から、当該教員が配置された部局の長の承認を得て、館長が委嘱する。

4 学芸研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 博物館の運営に関する重要事項は、山形大学学術基盤機構運営会議で審議する。

第6条 館長は、博物館に係る専門的事項を審議するため、博物館専門会議(以下「専門会議」という。)を置く。

2 専門会議に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、博物館に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月15日から施行し、平成21年10月1日から適用する。
- 2 この規程の施行日において、第3条第3項の規定に基づき任命される館長の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月29日)

この規程は、平成27年6月29日から施行する。

附 則(平成29年2月13日)

この規程は、平成29年2月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月9日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月27日)

この規程は、令和4年1月27日から施行する。

附 則(令和4年9月28日)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。